

令和3年4月12日

工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部改正について

工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部を改正しますのでお知らせします。

1 改正の概要

工事請負契約約款第51条、及び製造請負契約約款第48条は「発注者の損害賠償請求等」に関する規程ですが、その第4項において、「第2項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。」とすべき箇所が、「第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。」となっていました。

契約保証金等による保証の対象は損害賠償全般ではなく、あくまで違約金が該当しますが、現行の約款では違約金以外の損害賠償全般についても対象となってしまうことから、今回改正します。

2 適用開始日

令和3年4月13日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

3 その他

改正後の各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

また、それぞれの契約の申し込みの誘引日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※ 適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

担当：財政局契約第一課 電話：671-2246